

担い手の確保・育成②

(2) 中核的な担い手の育成 (3) 集落営農の経営改善 (4) 地域をけん引する経営体の増加

農業経営課

1. 目指す姿と取組のポイント

- 担い手（組織・法人を含む）との間で、どのような産地をつくり出していくかというビジョンを徹底的に議論し、将来実現したい経営のイメージを具体化。
- 認定農業者の経営発展については、県として推進している水田園芸、有機農業、肉用牛等を中心に販売額1,000万円（＝他産業並みの所得）を一つの目安に設定。
- 集落営農組織については、将来に向けての持続性が高まるよう、法人化、水田園芸等の導入・拡大による収益向上を推進。
- 集落における営農を、企業とともに進めていこうという意欲のある地域等においては、「地域けん引経営体」の誘致・参画を推進。

2. 取組の進め方と令和3年度予算事業

規模拡大、生産性向上支援

(1) 担い手共通

① 規模拡大や生産性向上を図ろうとする農業者等に対して、必要な機械・施設等の設備投資を支援。（国）

- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金 補助率 3/10以内
- ・担い手確保・経営強化支援事業 補助率 1/2以内
- ・産地生産基盤パワーアップ事業 補助率 1/2以内

② 地域や産地を支える中核的な経営体（販売額1,000万円以上）を目指す認定農業者等の規模拡大等の際に必要な機械、ハウス等施設等の整備を支援。（県）

- ・機械等整備事業 **【認定農業者のへの補助額を増額】**

補助率	1/3以内	上限	認定農業者	3,333千円
			集落営農法人	3,333千円
			地域けん引経営体	5,000千円

- ・ハウス等整備事業 **【詳細はP 6 参照】**

国庫事業活用型 **【助成額を増額、対象を拡充】**

助成の対象：園芸用ハウス、菌床きのこハウス、畜舎、たい肥舎等

助成額：国事業（産地パワーアップ事業）活用の場合、国は資材費の1/2を助成、県は総事業費の1/4

※リース料の一部と施工費の1/3を助成（総事業費の1/5弱程度）から総事業費の1/4助成へスキームを変更し助成額を増額。

※リースハウス活用の場合を助成対象としていたが、取得の場合も対象に加えた。

国庫事業非活用型 **【対象を拡充】**

助成の対象：対象園芸用ハウス、菌床きのこハウス、畜舎、たい肥舎等

助成額：市町村が事業費の1/3を補助する場合、県も同額を補助

（県1/3、市町村1/3、事業者1/3）

※ハウスの場合リースハウス活用の場合を助成対象としていたが、取得の場合も対象に加えた。また、認定農業者は新品目に取り組むことが要件となっていたが、これを撤廃し対象を拡充。

※牛舎、たい肥舎については、取得の場合のみを対象とする。

③ マーケットインの視点で新たな担い手が安定的に確保される産地構想に基づく取組を集中的に支援。（県）

- ・産地創生事業 **【P 7 参照】**

【参考】 農業用ハウス整備支援の充実・強化

例：事業費10,000千円の農業用ハウスを整備する場合

国庫活用型	国3,500 (資材費の1/2)	県2,500 (事業費の1/4)	※	本人負担
-------	---------------------	---------------------	---	------

※可能な限り国庫事業の活用を進めるため、市町村に対し、事業費の1/10程度の上乗せ支援を要請済。

※市町村が1/10上乗せすると、国庫非活用型の場合より本人負担が軽減される。

国庫非活用型	県3,333 (事業費の1/3)	市町村 3,333 (事業費の1/3)	本人負担 3,334
--------	---------------------	------------------------	---------------

(2) 集落営農

- ①集落営農の法人化、広域連携による経営の継続及び効率化の活動を支援。
 - ・集落営農体制強化推進事業(県) 補助率 1/2以内
- ②集落営農の法人化、広域連携組織設立の際に必要な機械等の整備を支援。
 - ・機械等整備事業(県) 補助率 1/3以内 【再掲】
- ③新たに水田園芸に取り組む意欲のある集落営農組織の栽培実証ほの設置を支援。
 - ・水田園芸チャレンジ支援事業(県) 補助率 1/2以内 【P 9参照】

(3) 地域けん引経営体

- ①誘致専門員の設置とコンサルタント企業への委託によりマッチングを強化。
 - ・地域をけん引する経営体の確保対策事業(県)
- ②県内に進出する際に必要な機械等整備を支援
 - ・機械等整備事業(県) 補助率 1/3以内 【再掲】